⑵　割引率等

割引率は37.5パーセントとする。

なお、本割引適用後の料金の額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

⑶　実施する期間

令和７年４月５日から同年11月30日まで。

⑷　割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してマイレージ割引を適用する。

Ⅲ．令和４年11月４日に公告した「高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告」の変更

「企画割引の平日利用促進に関する社会実験」

⑴　割引をする自動車に、

㈠　令和７年３月31日付けで公告した企画割引「信州めぐりフリーパス」

㈡　令和７年３月31日付けで公告した企画割引「2025ツーリングプラン」

を加える。

Ⅳ．令和６年３月29日に公告した料金公告の変更

「社会実験「フリータイム通勤パス割引（石川県全域・山梨県）」」

「社会実験「フリータイム通勤パス割引（石川県全域・山梨県）」」を「社会実験「通勤パス」」に改める。

⑴のうち、

「⑶イからヲのいずれかの期間内に、」を「⑶に定めるいずれかの期間内に、」に改める。

⑶ヲ．の次に次のとおり加える。

ワ．令和７年４月１日から令和７年４月30日まで

カ．令和７年５月１日から令和７年５月31日まで

ヨ．令和７年６月１日から令和７年６月30日まで

タ．令和７年７月１日から令和７年７月31日まで

レ．令和７年８月１日から令和７年８月31日まで

ソ．令和７年９月１日から令和７年９月30日まで

⑸ロ．及びハ．を以下のとおり改める。

ロ．深夜割引、休日割引、深夜割引（マイレージ登録）又は深夜割引（マイレージ登録）経過措置との重複適用関係

本割引と深夜割引、休日割引、深夜割引（マイレージ登録）又は深夜割引（マイレージ登録）経過措置の割引適用要件に該当する自動車の場合、深夜割引、休日割引、深夜割引（マイレージ登録）又は深夜割引（マイレージ登録）経過措置は適用しないものとする。

ハ．平日朝夕割引（マイレージ登録）との重複適用関係

本契約の期間内において、本契約における適用区間内外の通行に関わらず平日朝夕割引（マイレージ登録）は適用しないものとする。

Ⅴ．令和６年12月27日に公告した料金公告の変更

「企画割引「京都・若狭路・びわ湖ぐるっとドライブパス」」

⑴のうち、「⑷①イに定める周遊エリア内を通行（ただし、周遊エリア内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。）するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち軽自動車等及び普通車（中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための西日本高速道路株式会社への申込みがなされている場合に限るものとし、当該申込時に指定した利用可能日数及び連続する利用期間内の通行に対して、本割引を適用する。）」を「⑷①イに定める周遊エリア内を通行（ただし、周遊エリア内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。）するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち軽自動車等及び普通車（中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社及び京都府道路公社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための西日本高速道路株式会社への申込みがなされている場合に限るものとし、当該申込時に指定した利用可能日数及び連続する利用期間内の通行に対して、本割引を適用する。）」に改める。

⑷①イの表を次とおり改める，

イ　京都・若狭路・びわ湖エリア

路線名	対象区間
中央自動車道西宮線	米原ジャンクションから西宮インターチェンジまで
北陸自動車道	敦賀インターチェンジから米原ジャンクションまで
近畿自動車道名古屋神戸線	甲賀土山インターチェンジから神戸ジャンクションまで、草津ジャンクションから大津ジャンクションまで及び高槻ジャンクション（新名神）から高槻ジャンクション（名神）まで（ただし、大津ジャンクションから城陽インターチェンジまで及び八幡京田辺インターチェンジから高槻ジャンクション（新名神）までの区間については、当該区間の供用開始の日から適用する。）
近畿自動車道敦賀線	全区間
中国縦貫自動車道	吹田ジャンクションから吉川インターチェンジまで
山陽自動車道吹田山口線	神戸ジャンクションから神戸北インターチェンジまで
京滋バイパス	全区間
油小路線	全区間
第二京阪道路	全区間
京奈道路	全区間
京都縦貫自動車道	全区間
京都府道路公社が管理する山陰近畿自動車道	全区間（ただし、京丹後大宮インターチェンジから大宮峰山インターチェンジまでの区間については、当該区間の供用開始の日から適用する。）（令和７年４月１日から適用する。）